

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の 自主検査費用補助金に係るQ & A （令和5年3月3日時点）

【対象施設・事業所、検査対象者】

問1 対象施設・事業所と検査対象者の範囲は？

(答) 高齢者福祉関係の補助対象施設・事業所や検査対象者の範囲は以下のとおりです。
なお、長野市、松本市に所在する施設・事業所は、県の補助事業では対象外です。

区分	対象施設及び事業所	検査対象者
施設	介護老人福祉施設(地域密着型を含む。)、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、特定施設入居者生活介護(地域密着型を含む。)、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)、生活支援ハウス	①左記施設等の従事者 ②左記施設等に立ち入る委託業者等の従業員
通所・訪問事業所	通所介護(地域密着型、認知症対応型を含む。)、療養通所介護、訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、小規模多機能型居宅介護(看護を含む。)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、介護予防・生活支援サービス事業(介護予防ケアマネジメントを除く。)	③左記施設等に新たに入所する者 ※通所・訪問事業所の利用者は、小規模多機能型居宅介護の入所者を除き対象外

問2 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種を受けた者も対象となるか？

(答) 上記検査対象者に該当する者であれば対象となります。

【対象期間】

問3 いつ実施した検査が対象となるのか？

(答) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間で、「対象期間」内に実施した検査が対象となります。

「対象期間」は、施設・事業所が所在する地域において、県の定める感染警戒レベル「4」以上が発出されている期間と(感染警戒レベル「4」以上から)感染警戒レベル「3」以下へ引き下げられてから2週間です。

《例》 4月10日 レベル4発出 5月1日 レベル3へ引き下げ
⇒対象期間：4月10日～5月15日

◎令和5年3月3日現在の圏域ごとの対象期間は別紙のとおりです。

【検査方法】

問4 どのような検査が補助対象となるのか？

(答) PCR法等による核酸検出検査、抗原定量検査、抗原定性検査のいずれかです。

問5 無症状者に対して抗原定性検査を行う際の留意点は？

(答) 特に検体中のウイルス量が少ない場合には、感染していても結果が陰性となる場合があるため、陰性であったとしても引き続き感染予防策を講じてください。

また、結果が陽性で、医師が必要と認めれば、PCR法等による核酸検出検査や抗原定量検査を実施してください。

問6 いわゆる「検査キット」を使用した場合も補助対象となるのか？

(答) PCR検査等を実施するために検査機関から送付された検体採取用容器が「検査キット」と称されていることもあります。その容器を用いて検体を返送し、当該検査機関による検査を受ける場合は補助の対象となります。

また、新型コロナウイルスの抗原の検出を目的とし、厚生労働省から製造販売承認を得ている体外診断用医薬品（検査キット）※により検査をする場合は補助の対象となります。

※ドラッグストア、インターネット等を通じ、広告・販売されている「検査キット」も見受けられますが、厚生労働省から製造販売承認を得ていない製品は補助対象外です。

問7 厚生労働省から製造販売承認を得ている新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）はどこで確認できるのか？

(答) 厚生労働省のホームページに、新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）の承認情報が掲載されていますので、そちらをご覧ください。

[厚生労働省ホームページ]

新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）の承認情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html

《参考》[消費者庁ホームページ]

新型コロナウイルスの研究用抗原検査キット及び抗体検査キット使用についての注意

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/023650/>

問8 厚生労働省から製造販売承認を得ている新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）により検査を行う場合、補助事業の実績を報告する際に特に必要となる書類はありますか？

(答) 補助事業の実績を報告いただく際に、検査の実施に要した費用を証する領収書等の写しなどのほか、厚生労働省から製造販売承認を得ている新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）の使用実績などを記載した書類を提出いただく予定ですので、別添様式を参考に使用実績などを記録しておいてください。

問 9 検査機関を選ぶ際の留意点は？

(答) 厚生労働省のホームページに、「自費検査を利用する者が検査機関を選ぶ際に留意すべき事項」が掲載されていますので、そちらをご確認ください。

[厚生労働省ホームページ]

自費検査を利用する者が検査機関を選ぶ際に留意すべき事項

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00199.html

【対象経費】

問 10 補助対象経費は？

(答) 検査料金、検体の郵送・配送料など検査の実施に必要な費用です。

【補助率】

問 11 補助率・補助上限額は？

(答) 補助率・補助上限額（検査1件ごと）は次のとおりです。

・補助率 2／3以内

・補助上限額 15,000円

対象期間のうち令和4年7月28日及び令和4年11月4日に発出された医療特別警報の発出期間並びに当該発出期間から連続する医療非常事態宣言及び医療特別警報の発出期間に実施したPCR等検査

・補助率 10／10以内

・補助上限額 15,000円

【回数制限】

問 12 補助対象となる検査の回数に制限はあるか？

(答) 新規入所者に対する検査は対象期間中において一人一回ですが、従事者等に対する検査には回数制限はありません。

【申請手続】

問 13 申請手続は？

(答) 提出いただく実績報告書の様式や提出時期などにつきましては、別途ご案内させて

いただきます。

なお、実績報告書には、受検したPCR等検査に要した費用を証する領収書の写しなどの証拠書類を添付いただく予定ですので、そうした書類を保管しておいてください。

問 14 補助金の交付申請単位は？

(答) 各事業者が県へ申請される場合には、施設・事業所の区分に応じ、県の担当課ごとに、法人単位で申請していただきます。

複数の施設・事業所を設置・運営されている法人におかれましては、当該施設・事業所分を取りまとめの上、下表のとおり申請してください。

施設・事業所の区分	県の担当課
高齢福祉関係	健康福祉部 介護支援課
障がい福祉関係	健康福祉部 障がい者支援課
生活保護関係	健康福祉部 地域福祉課
医療関係	健康福祉部 医療政策課

【検査結果】

問 15 検査結果が陽性となった場合の対応は？

(答) 医師による診断を伴う検査又は提携医療機関等の医師により新型コロナウイルスに感染したと診断された場合には、医師が感染症法に基づく届出を行うこととなります。後日、保健所から本人及び事業所に連絡があるので、その指示に従って行動してください。

医師による診断を伴わない検査で結果が陽性の場合、検査機関に提携医療機関がある場合には、検査を受ける者の同意に基づき、検査機関から医療機関に検査結果（陽性）が報告されます。提携医療機関がない場合には、自分で受診相談センター又は身近な医療機関に相談してください。身近な医療機関を受診する場合、事前に電話で連絡をしてください。相談の結果、医療機関で再度検査が必要になる場合もあります。

【留意点】

問 16 従事者等を対象に検査を実施する場合の留意点は？

(答) 強制とならないように、本人の同意を得た上で検査を実施してください。

各圏域の対象期間（令和5年3月3日現在）

※今年度1～3回目で既に申請した検査費用を重複して申請しないよう、十分に御注意ください。

圏域	現在の感染警戒レベル	補助金の対象となる検査実施期間
佐久	3	<p>★今回申請対象</p> <p>(1) 令和4年4月1日～令和4年6月6日</p> <p>(2) 令和4年7月20日～令和4年10月18日</p> <p>特定対象期間分：7月28日～9月22日</p> <p>(3) 令和4年10月20日～令和5年1月31日</p> <p>特定対象期間分：11月4日～1月31日</p> <p><u>(4) 令和5年2月1日～令和5年2月15日</u></p> <p><u>特定対象期間分：2月1日～2月10日</u></p>
上田	—	<p>★今回申請対象</p> <p>(1) 令和4年4月1日～令和4年6月6日</p> <p>(2) 令和4年7月20日～令和4年10月18日</p> <p>特定対象期間分：7月28日～9月22日</p> <p>(3) 令和4年10月20日～令和5年1月31日</p> <p>特定対象期間分：11月4日～1月31日</p> <p><u>(4) 令和5年2月1日～令和5年2月21日</u></p> <p><u>特定対象期間分：2月1日～2月10日</u></p>
諏訪	—	<p>★今回申請対象</p> <p>(1) 令和4年4月1日～令和4年6月6日</p> <p>(2) 令和4年7月20日～令和4年10月18日</p> <p>特定対象期間分：7月28日～9月22日</p> <p>(3) 令和4年10月20日～令和5年1月31日</p> <p>特定対象期間分：11月4日～1月31日</p> <p><u>(4) 令和5年2月1日～令和5年2月20日</u></p> <p><u>特定対象期間分：2月1日～2月10日</u></p>
上伊那	—	<p>★今回申請対象</p> <p>(1) 令和4年4月1日～令和4年6月6日</p> <p>(2) 令和4年7月20日～令和4年10月18日</p> <p>特定対象期間分：7月28日～9月22日</p> <p>(3) 令和4年10月20日～令和5年1月31日</p> <p>特定対象期間分：11月4日～1月31日</p> <p><u>(4) 令和5年2月1日～令和5年2月22日</u></p>

		<u>特定対象期間分：2月1日～2月10日</u>
南信州(飯伊)	3	<p>★今回申請対象</p> <p>(1) 令和4年4月1日～令和4年6月6日</p> <p>(2) 令和4年7月20日～令和4年10月18日</p> <p>特定対象期間分：7月28日～9月22日</p> <p>(3) 令和4年10月20日～令和5年1月31日</p> <p>特定対象期間分：11月4日～1月31日</p> <p>(4) 令和5年2月1日～令和5年3月1日</p> <p><u>特定対象期間分：2月1日～2月10日</u></p>
木曾	—	<p>★今回申請対象</p> <p>(1) 令和4年4月1日～令和4年4月12日</p> <p>(2) 令和4年7月28日～令和4年9月27日</p> <p>特定対象期間分：7月28日～9月22日</p> <p>(3) 令和4年10月28日～令和5年1月31日</p> <p>特定対象期間分：11月4日～1月31日</p> <p>(4) 令和5年2月1日～令和5年2月10日</p> <p><u>特定対象期間分：2月1日～2月10日</u></p>
松本	—	<p>★今回申請対象</p> <p>(1) 令和4年4月1日～令和4年6月6日</p> <p>(2) 令和4年7月20日～令和4年10月18日</p> <p>特定対象期間分：7月28日～9月22日</p> <p>(3) 令和4年10月20日～令和5年1月31日</p> <p>特定対象期間分：11月4日～1月31日</p> <p>(4) 令和5年2月1日～令和5年2月20日</p> <p><u>特定対象期間分：2月1日～2月10日</u></p>
北アルプス(大北)	—	<p>★今回申請対象</p> <p>(1) 令和4年4月1日～令和4年5月9日</p> <p>(2) 令和4年7月23日～令和4年10月18日</p> <p>特定対象期間分：7月28日～9月22日</p> <p>(3) 令和4年10月20日～令和5年1月31日</p> <p>特定対象期間分：11月4日～1月31日</p> <p>(4) 令和5年2月1日～令和5年2月16日</p> <p><u>特定対象期間分：2月1日～2月10日</u></p>
長野	—	<p>★今回申請対象</p> <p>(1) 令和4年4月1日～令和4年6月6日</p>

		<p>(2) 令和4年7月20日 ~ 令和4年10月18日 特定対象期間分：7月28日～9月22日</p> <p>(3) 令和4年10月20日 ~ 令和5年1月31日 特定対象期間分：11月4日～1月31日</p> <p><u>(4) 令和5年2月1日 ~ 令和5年2月14日</u> 特定対象期間分：2月1日～2月10日</p>
北信	3	<p>★今回申請対象</p> <p>(1) 令和4年4月1日 ~ 令和4年6月6日</p> <p>(2) 令和4年7月20日 ~ 令和4年10月18日 特定対象期間：7月28日～9月22日</p> <p>(3) 令和4年10月20日 ~ 令和5年1月31日 特定対象期間分：11月4日～1月31日</p> <p><u>(4) 令和5年2月1日 ~ 令和5年2月21日</u> 特定対象期間分：2月1日～2月10日</p>

※「対象期間」は、県独自の感染警戒レベル4以上が発令されている期間及び感染警戒レベル4以上から3以下に引き下げられてから2週間の間

※「特定対象期間」は、対象期間のうち令和4年7月28日及び令和4年11月4日に発出された医療特別警報の発出期間並びに当該発出期間から連続する医療非常事態宣言及び医療特別警報の発出期間